地方における知財活用促進タスクフォース 議事要旨(第1回)

【日 時】平成27年2月27日(金)10:00~12:00

【場 所】中央合同庁舎4号館12階1208特別会議室

【出 席 者】渡部座長、吾妻委員、久貝委員、鮫島委員、中山委員、西村委員、土生 委員、前田委員、木村委員代理、三木オブザーバー

【政 務】山口大臣、平副大臣

【事 務 局】横尾局長、増田次長、田川参事官、北村参事官

【関係府省】内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局、特許庁

山口大臣による挨拶の後、知財事務局から「地方における知財活用促進に関する有識者の主な意見」について説明し、内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局から「第5期科学技術基本計画」について説明した後、吾妻委員及び木村委員代理からそれぞれ配付資料に沿って説明がなされた。その後、委員等の間で意見交換を実施。主な意見は以下のとおり。

- 中小企業は、少なくとも下請け型企業と、ハイテク中小企業に分けられ、それぞれ に対する施策が必要ではないか。
- 小さな製品づくりをしている中小企業が世界のイノベーション企業になるためには、過保護なやり方では無理ではないか。中小企業の社長の方たちの覚悟のところにも同時に手を付けて行かなくてはいけない。
- この取組においてライセンスされている特許は、「休眠特許」でなく「開放特許」 と呼ぶべきものである。中小企業の目線・体力では、休眠しているものを起こして 製品化することは出来ない。
- 川崎市のやる気のある中小企業に対する「おせっかい」や「えこひいき」は大いに 結構で、やる気のない企業を支援するのはお金の無駄である。特許は人やお金、時間をかけて生み出すものであり、やろうという覚悟が互いに必要ではないか。
- 中小企業の支援施策というよりは、地方創生の成長戦略の一環として考えるべき である。まず、中小企業の「生存」があり、その上で「成長」がある。
- 中小企業にとって特許ライセンス以上にありがたいのは、大企業が知財戦略を含むノウハウを幅広く提供してくれることである。
- マッチングした技術の製品は売れなくても、これを契機に、社員が製品開発のプロセスを経験できたり、別のビジネスの話が舞い込んだなどということで、会社に活気が出たという効果もある。
- 下請け脱却で悩んでいる中小企業に対して、一つのきっかけを与え、自発的な開発や新規顧客開拓を支援する政策として捉えるべきではないか。
- 大企業が撤退した事業の人材が海外流出してしまうという話があるが、中小企業

- への技術移転により、その人材と中小企業とに関わりを持たせ、海外流出を防止 できるという意味合いもある。
- 大企業のテーマが海外市場・アジア進出であるときに、人のいない地方に向かって、しかも中小企業相手に何故仕事をしているのかと社内で白い眼で見られてしまうため、大企業はこの話に乗ってこない。
- 大企業にとってのインセンティブがないと、川崎モデルのような取組は普及しない。ドイツのライセンス・オブ・ライト制度を導入するなど、地元中小企業に対して熱心に特許による技術サポートをした企業に対し、税制上の優遇や特許料の減免等をすべきではないか。
- 経営者に対して効果的にアピールできるのは税制上の優遇であるが、本取組のインセンティブと税制上の優遇とをうまく紐づけるのは難しいのではないか。
- このような取組は、営利目的より CSR (Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)という観点で大企業に見てもらう手もあるのではないか。
- CSRではなく、CSV (Creating Shared Value: 共通価値の創造) という観点 で見るべきである。
- 大企業からカーブアウトして起業する場合、退職時に権利の譲渡やライセンス使用等の交渉をしなければならないが、大企業の知財部はそれを認めない傾向にある。それでは起業しても誰も投資をしない、ということになりかねない。
- 日本では大企業の中から直接「ベンチャー企業を作ろう」などと考える人は殆どいないが、ジョイントベンチャーのように、「大企業と中小企業とが一緒に作った会社」と言えれば周囲も少し安心できる。このような「のれん分け」的な戦略的中小企業づくりを進めていった方が良い。
- コーディネーターは非常に大事。全国に5人素晴らしいコーディネーターがいれば、日本は変わる。
- 最後の出口まで想像できる人たちを組み込んだ上でマッチングしなければうまくいかない。日本には少ないと思うが、一代で事業を仕上げてきたような社長の方々にコーディネーターを務めてもらうのが良い。
- 中小企業も権利取得だけでなく、オープン&クローズ戦略を実施すべきであり、 標準戦略を含め検討すべきである。

以上

地方における知財活用促進タスクフォース 議事概要(第2回)

【日 時】平成27年3月4日(水)15:00~17:00

【場 所】中央合同庁舎4号館1階108会議室

【出席者】吾妻委員、伊藤委員、久貝委員、窪田委員、坂井委員、中山委員、西村委員、土生委員、山本委員、渡部座長、三木オブザーバー

【政 務】山口大臣、平副大臣、松本大臣政務官

【事 務 局】横尾局長、増田次長、作花次長、田川参事官、北村参事官

【関係府省】内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局、文部科学省、経済産業省、中小企業庁

山口大臣による挨拶の後、知財事務局から「地方における知財活用促進に関する有識者の主な意見」に関して説明した後、西村委員、坂井委員及び窪田委員からそれぞれ配付資料に沿って説明がなされた。その後、委員等の間で意見交換を実施。意見交換の概要は以下のとおり。

- 取引先として地域中小企業が多い信用金庫との連携は非常に重要である。
- 地銀や信用金庫は、背水の陣でビジネスを作るための様々な方策を考えているはずであり、中小企業へ提供するシーズは大企業と大学のいずれのものでも構わない。
- 金融機関は、知財にほとんど関心がないため、動かすためには支店長が十分に知 財のことを知らなければならない。支店長教育を行うことで、若い銀行マンが動 けるようになる。
- 誰かが大学と中小企業の間に入り両者をつないでいくということを何度も行い、 大学と中小企業の互いのニーズ・シーズが見える関係を構築するための「場」作り も必要ではないか。
- ニッチな分野の事業を行っている企業であっても、どこかの大学には必ずマッチングできる知財があるはずであり、それをつなげる「場」があれば良い。
- 大学の技術は事業化の研究段階に至っていないものが多いという現実があるので、 企業が関心を持てる研究段階までに進められるように、欧米の大学にあるギャッ プファンドを設置してはどうか。
- 日米の大学で異なるのは、「POC(Proof of Concept:新しい概念や理論、原理などが実現可能であることを示すための簡易な試行のこと)」のシステムが日本には無い点であり、米国の大学のTLOはその点で進んでいる。日本では原石を少し磨くところができていないがために、死の谷が生じている。
- 全国でイノベーションに熱心な中小企業をピックアップして、その中で本当に産 学連携がうまくいったところを表彰してあげる取組を行うべきではないか。

- 中小企業が地方大学の知財を活用する際は、大学は知財を無償開放し、かつ、手 続も簡単にすべきではないか。
- 大学の知財の中小企業への無償開放については、企業としてはハッピーな面もあるものの、大学の研究者のインセンティブはどうなるのかという問題が出てくる。
- 中小企業の技術開発力のレベルアップを図り、地域経済の振興を図るという観点から、SIP (戦略的イノベーション創造プログラム) に中堅・中小企業主体としたプロジェクトを設けるべきではないか。
- かつて特許流通アドバイザーなどの制度があったが、地域の中小企業のイノベーションプロデューサー的な人材を改めて設置したら良いのではないか。
- コーディネーターやプロデューサーがどのような機能を持って働くべきなのかなどを具体的にして人材育成を図る環境が必要である。
- 人材育成の方法については、どう機能すべきか細かく設計するのではなく、とり あえず「自由にやってみなさい」と言える「場」を作っていくことが必要ではない か。
- リスクを取って事業をする主役は中小企業である。「大学の知財活用」といった表現では大学が主役のように思われてしまうので、「地域中小企業の創生のための大学のインフラ活用」などといった表現を使うべきである。
- 大学の単願特許が減り、共願特許が増えているため、知財が活用されにくくなっており、このままでは、大学がライセンスできるレベルの知財も捨てていく可能性が高い。そのため、特許出願費用のための基金のようなものが必要である。
- 大学や中小企業による共有特許の活用を促進するためには、特許法第73条を見直し、大企業が特許を独占したければそれなりの対価を払わなければならないようにして、大企業に対する交渉力を大学や中小企業が持てるようにすべきではないか。
- 開放特許データベースの登録件数が少なすぎる。大企業が提供するインセンティブを付与する制度を考えないと件数は増えない。

以上

地方における知財活用促進タスクフォース 議事要旨(第3回)

【日 時】平成27年4月9日(木)13:00~15:00

【場 所】中央合同庁舎4号館1階108会議室

【出席者】吾妻委員、久貝委員、窪田委員、坂井委員、鮫島委員、西村委員、土生委員、前田委員、渡部座長、三木オブザーバー、落合参考人、鈴木参考人

【政務】平副大臣、松本大臣政務官

【事務局】横尾局長、増田次長、磯谷次長、田川参事官、北村参事官

【関係府省】内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局、特許庁、中小企業庁

平副大臣による挨拶、知財事務局による「地方における知財活用促進に関する有識者の主な意見」に関する説明の後、鮫島委員、落合参考人及び鈴木参考人からそれぞれ配付資料に沿って説明、その後、委員等の間で意見交換を実施。意見交換の概要は以下のとおり。

- 知財ビジネス評価書があれば中小企業への融資にプラスになることは間違いない。
- 人の作った評価書で「良い」と言われても、金融機関はお金を出さない。金融機関 自身が評価書を書けるようにならなければならない。「こういう知財を使ったらこ ういうビジネスが出来るのではないか」ということを中小企業と金融機関とが一 緒に考えていくようにしないといけない。
- 信用金庫は「特許」と言う言葉を出すと引いてしまうが、「特許を活用するビジネスを作る」と置き換えるとかなり動いてくれる。
- 知財に対する金融機関の理解を深めるためには、コミュニケーションツールとしての少し気軽な知財の見方を金融機関に伝えていくことが重要である。
- 知財を持つメリットがあまり中小企業に実感されていない。特許で収益をあげられればメリットが実感されると思われるので、大企業の知財部のノウハウを中小企業に提供するような仕組みができないか。
- 「開発には自信があって商品は作ったが売れない」と固まっている中小会社が多い。成果が出ている中小企業は、事業を推進していく中で上手に知財を使っている。そういうことをアドバイスできる人を育成していくしかない。
- 地域で頑張っている企業は、特許を目標にしながら新しい製品を開発して、それを国が世界で初めてだと認めてくれたことで自信を持つ。営業マンも、「この製品は特許を取っている」、「他の会社とは違う」、「中小企業でもすごい」という誇りをもって仕事をしている。そうしたことが力になって、周りも面白い会社だといって興味を示してくれる。
- 「侵害されても裁判で勝てないから特許を取っても意味がない」という考え方に 囚われているが故に上手くいかないというケースが中小企業には多い。権利行使

以外の知財の効果について伝えていかなければならない。

- 訴訟は権利保護の最後の砦であるので、中小企業に対しては、誰かが訴訟の支援 をしてあげなくてはならない。ただ、知財総合支援窓口ではさすがに無理であろ うから、民間(弁護士)が半分は思い入れと気合で支援するしかない。
- 中小企業支援については中小企業のレイヤーをきっちり分けて検討すべきである。 例えば、技術系ベンチャー企業にとっては特許が極めて重要である。中小企業の レイヤーを分けて支援策を考えなければいけないと言うのはその通りだが、レイ ヤーを分けてそれぞれに施策を用意することは現実的ではなく、その隙間を埋め るのは「人」しかない。その中小企業に合わせて対応できる「人」が大事で、その ような「人」を育てるにはフィールドワークしかない。
- 知財から入るようなやり方で事業を作ることはできない。事業を作り出す上で大事なのは、事業化に結び付けるための人であり、その人のモチベーションをどう上げるかである。
- 大企業で要らなくなった特許を使って何かをやろうとするにしても、10億円、 20億円の事業を作る場合と、数千万円、数億円で売れる製品を作るという場合 とで分けた方がよい。
- 中小企業は自身の専門分野には強いが、その分野から外れると素人同然である。 他方、大企業のOBは他分野の技術もよく知っており、上手くコーディネートして事業化できる。また、良い製品が完成すれば、元の企業に連絡して販路開拓まで行える。大企業のOBの活用を検討すべきである。
- 大企業の開放特許のデータベースがあれば、専門家の力を借りてビジネスモデル を作ることができる。このようなビジネスモデルを組み立てることができる体制 整備を行うべきである。
- 大学と中小企業との共同研究については、中小企業が単独で特許をしっかり取る のは難しいので、大学側が知財マネジメントを行う体制を作っていくべきではな いか。
- ライセンス料を下げるか無償として代わりにライセンス件数を数多く稼ぐことと し、大学の特許の中小企業への移転を促進して事業化に結び付けることで、大学 は地方貢献をすべきではないか。
- TLOで成功しているところは、知財を活用したビジネスを行うことを持ち掛けて、結果として、知財があるのでライセンス料をいただく、ということを行っている。

以上